公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２４２号

石川県白山市相木町772番地５、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津ヌ字13番地３
債務者　狐島　信男
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　隆裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３２８号

茨城県笠間市鯉淵6678－９－602、住民票上の住所大阪府岸和田市磯上町２丁目２番12号
債務者　南　　弘治
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号

兵庫県西宮市津門西口町９番７号
債務者　藤本　義明
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１７６号

函館市東山２丁目２番19号
債務者　齊藤　　元
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９号

鹿児島県鹿児島市武岡６丁目４番５号
債務者　小吹　恭子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３９２号

埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目725番地の８ウッディハイツＡ―103
債務者　北條　博章
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７３７号

京都市上京区飛鳥井町258　ファーストコート御所西７階、住民票上の住所京都市北区紫野西蓮台野町26番地の12
債務者　杉本佳予こと　杉本いさ子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号

熊本市東区尾ノ上３丁目６番２号　ピュアパレス灰塚306
債務者　藤原　龍一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号

さいたま市南区辻４丁目５番１号　２号室
債務者　本野　和徳
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　扇　　直記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３０号

埼玉県児玉郡上里町大字三町991番地１　コンフォート上里Ａ館101号、旧住所埼玉県本庄市駅南１丁目14番７号　コアレジデンス本庄レイシャス405号
債務者　時田　紀雄
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石加代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１８９号

北海道千歳市北光６丁目４番16号
債務者　斎藤　葉子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広田　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２号

埼玉県春日部市藤塚2171番地536
債務者　吉田　賢一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳　　重雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１２２２号

横浜市保土ケ谷区新井町443番地25
債務者　出水美枝子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　誠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９号

茨城県小美玉市川戸1776番地３
債務者　荒木田　明
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号

宮崎県日南市大字宮浦2434番地
債務者　大嶋　義信
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号

埼玉県桶川市大字坂田723番地の27
債務者　森下　貴司
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係